

(1) 感染症予防

- ① 利用者の血液、体液、分泌物、排泄物（汗を除く）、障害のある皮膚、粘膜に接触する場合、手袋を着用するとともに、ケア終了後は、手袋を脱着し手洗いを行う。
- ② オムツ、清拭、エプロン等感染の媒介となるものを、床に直接置かない。
- ③ 嘔吐物、排泄物、血液等の感染源になるものがある場所の消毒を確実に行う。
- ④ 利用者に、どのような感染症の既往があるか確認している。

注意点・声かけ例等

※ノロウィルス警報発令時の嘔吐物、水様便等の処理はノロセットを使用すること。

※ノロウィルス警報発令時の感染源の消毒は、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを使用する。

判断材料：アセスメント表

(2) 感染症発生時の対応

- ① 感染症を疑われる利用者や罹患した利用者に対応する場合に、マスクの着用、ケア前後の手洗い・消毒等感染拡大防止のための対応をとる。
- ② 利用者の状態、感染症発生状況を正確に記録する。

注意点・声かけ例等

※インフルエンザ、ノロウィルスが疑われる場合には基本にご本人の居室で対応する。(食事、排泄など)

記録用紙：個人日常記録表